

地区自主防災組織連絡会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、山形市自主防災組織連絡協議会会則（昭和62年8月26日施行。以下「会則」という。）第4条第3項の規定に基づき、地区自主防災組織連絡会（以下「連絡会」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 この市の地区ごとの自主防災組織間の連絡調整及び情報共有等による連携強化を図るため、地区ごとに連絡会を設置する。

2 連絡会を設置する地区及び当該地区の区域は、別表のとおりとする。

(組 織)

第3条 連絡会は、地区内の自主防災組織の長で構成する。

(役 員)

第4条 連絡会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員 若干名

2 各役員は、連絡会構成員の互選により定める。

3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、その任期満了後も、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第5条 会長は、連絡会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 運営委員は、連絡会の運営に当たる。

4 会長は、会則第5条第3項に規定する連絡会の代表者となる。

(事 業)

第6条 連絡会は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 協議会が定める事業計画に基づく事業。
- (2) その他必要と認める事業。

(会 議)

第7条 会長は、前条に掲げる事業を実施するために必要と認めるときは、会議を招集することが

できる。この場合において、会長は、会議の議長となる。

(報告)

第8条 会長は、第6条に規定する事業を実施したときは、その成果等を協議会に報告するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年6月3日から施行する。

別 表

地区自主防災組織連絡会一覧（30地区）

第1地区、第2地区、第3地区、第4地区、第5地区、第6地区、
第7地区、第8地区、第9地区、第10地区、鈴川地区、千歳地区、
楯山地区、高瀬地区、山寺地区、出羽地区、金井地区、大郷地区、
明治地区、飯塚地区、榎沢地区、大曾根地区、西山形地区、村木沢地区
南山形地区、本沢地区、南沼原地区、滝山地区、東沢地区、蔵王地区